

國學院大學學術情報リポジトリ

Categorical Definition of ru/raru forms in Honorific Use

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Yoshida, Nagahiro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000302

尊敬用法の「る・らる」の位置づけ

吉田永弘

一、本稿の目的

「る・らる」は「自発・可能・受身・尊敬」の四種の用法に分類するのが一般的である。^①このうち「尊敬」は、上代には用例が確認できないことから、「自発・可能・受身」の三用法より後出の用法とされ、「自発」から生じたとする説、「受身」から生じたとする説など、その発生過程が問題とされてきた。

「尊敬」は、現代語の「れる・られる」で「尊敬」を表す場合とは異なって汎用性は高くなく、用法に偏りがあるという特

徴がある。その特徴は次の五点にまとめられる。

①異なる二種の用法があること。

動作主体を上位待遇するいわゆる「一般尊敬」のほかに、おもに公を中心とした行事を表す場合に使われる、いわゆる「公（おおよげ）尊敬」という用法がある（桜井「一九六六」）。

②二種の用法には待遇価値の差があること。

いわゆる「一般尊敬」が「せたまふ」「たまふ」と「同一系列をなし」、「せたまふ」「たまふ」よりも「敬度が低い」のに対して、いわゆる「公尊敬」は「せたまふ」「たまふ」と「同一系列をなすものではな」く、天皇という最高位者にも使用

できるといふ待遇価値の差が見られる(桜井「一九六六」)。
 ③使用される動詞に制約があること。

いわゆる「公尊敬」は「政治に関係のある動詞」が多く、「任免・賞罰・評定・命令など政治関係の用語か、政治関係の場面でもちいられ」(桜井「一九六六・一五四頁」)、いわゆる「一般尊敬」は中古では原則として活発な動きや他に対する働きかけのない「靜的な動詞」に限られている(吉田「二〇一四a」)。

④位相の偏りがあること。

二種の用法とも、変体漢文資料に多く和文資料に少ない(築島「一九六九・五〇六頁」など)。また、『源氏物語』で用いられる場合には、地の文のほとんどがいわゆる「公尊敬」で、いわゆる「一般尊敬」は会話文で男性の発話での使用例に偏っている(森野「一九六九・一九七一」)。

⑤中世に用法が変化すること。

いわゆる「一般尊敬」は、中世には「動的な動詞」にも使われるようになって動詞の制約がなくなり(吉田「二〇一四a」)、「たまふ」に代わる位置を占め、中世末期には「(s)せらるる」の形で最高敬語を表すようになる(此島「一九七三」、堀畑「二〇〇七」など)。

従来、「尊敬」の発生過程を扱う場合には、発生した「尊敬」が二種の用法のうちのどちらなのか、なぜ使用する動詞や位相の偏りが生じたのかについて触れられることはほとんどない。本稿ではこの点を踏まえ、「尊敬」の発生過程と、「る・らる」の諸用法の中で「尊敬」がどのような位置にあるのか考察することを目的とする。

二、「尊敬」の発生過程の提案

桜井「一九六六」の「一般尊敬」「公尊敬」の規定は曖昧なところがあるが、再規定を行うことによって二種の「尊敬」の差異が明確にできると思われる。すなわち、「主語が特定できるか否か」「主語の表す主体の直接的な行為か否か」という二つの観点をを用いて分類すると、次のA～Cの三つのタイプに分けられる(吉田「二〇一四a・b」)。

- A 主語が特定でき、主語の表す主体の直接的な行為を表す例
- B 主語が特定できるが、主語の表す主体の直接的な行為とは言えない例
- C 主語が特定できず、主語の表す主体の直接的な行為と

は言えない例

タイプAがいわゆる「一般尊敬」、タイプB・Cがいわゆる「公尊敬」に対応すると考えられる。^③

用例1がタイプA、用例2がタイプB、用例3がタイプCの例である。

1 僧都、西塔ニ返テ、房ニシテ被云ケル様、

(今昔物語集、卷一四・三九)

2 国王、使ヲ遣テ此ノ男ヲ捕ヘテ獄ニ居ラレヌ。

(今昔物語集、卷五・一九)

3 毎年ノ公事トシテ、藤原ノ氏ノ弁官ヲ以テ勅使トシテ、

于今下遣シテ被行ル。(今昔物語集、卷二・二三)

述語の行為に着目すると、タイプAの用例1「云ふ」は主語「僧都」の直接的な行為であるのに対して、タイプBの用例2「据う」、タイプCの用例3「行ふ」は主語の直接的な行為ではなく派遣された者の行為である。いわゆる「公尊敬」の行為は、「主語の表す主体の直接的な行為とは言えない行為」とまとめることができる。

主語に着目すると、用例1・2は主語が明示されていて特定

できるが、用例3は想定すれば「天皇」か「朝廷」だろうが特定できない。用例1と用例2は、主語が特定できる点では同じであるが、主語の性格は異なる。タイプAの用例1は「行為者」であり、タイプBの用例2は「主権者・責任者」である。

タイプAとタイプB・Cの関係はどのようなものか。すでに中古から見られるため出現時期からは明らかにできない。そこで、中古のタイプAに使用する動詞に「静的な動詞」という制約があることと、タイプAとタイプB・Cに共通する動詞があることとに着目すると、タイプB・CからタイプAが派生したものと想定することができる。

4 使朝忠朝臣有被仰之事 (真信公記、天慶二・一〇・二)

5 中宮被仰内親王付可給近江国五十戸之状、

(真信公記、天曆九・七・一四)

6 (光源氏)「すべてにぎははしきに寄るべきなんなり」とて笑ひたまふを、「こと人の言はむやうに心得ず仰せらる」と、中将憎む。(源氏物語・帚木、四〇頁)

用例4はタイプCの例で、主語は明示されていないが、朝忠朝臣を使として「仰す」行為をしているので、主語の直接的な

行為とは言えない。用例5は「中宮」が主語として明示されている。主語の直接的な行為(タイプA)か介在者の行為(タイプB)かわからない。タイプBとしても、用例4と異なり、介在者は明示されていないので、「中宮」の行為へと読み替えられる素地はある。ここから用例6の光源氏の直接的な発話について「仰せらる」を用いるようなタイプAが派生したと想定することができる。

以上のように、従来の用語で言えば、いわゆる「公尊敬」からいわゆる「一般尊敬」が派生するという想定ができるものと思われる。いわゆる「一般尊敬」(タイプA)は、動作主体である主語を上位待遇するという意味で「尊敬」と呼ぶにふさわしいが、いわゆる「公尊敬」(タイプB・C)は主語の表す主体の行為ではない(タイプCは主体さえ特定できない)ので「尊敬」ではなく、「公尊敬」という名称も適当ではない。そこで、いわゆる「公尊敬」にあたるタイプB・Cの用法をタイプBの主語に着目して「主催」と呼ぶことにする。「主催」は「尊敬」の母体となった用法ではあるが、「尊敬」ではないと考えることによって、第一節の②で示した待遇価値の不均衡の問題は解消される(吉田「二〇一四b」)。

三、「主催」の位置づけ

「主催」は、主語が明示された場合は「主催者・責任者」を表し、述語の行為は主語の表す主体による行為ではなく、他者を通して事務的に行われる行為であることを表す。本節では、「主催」と「る・らる」の表す他の用法との関係について考察する。

はじめに結論を述べると、「主催」は、「自発・可能・受身」のいずれかから派生した用法ではなく、「自発・可能・受身」と並ぶ一つの用法として位置づけられるものと考えられる。そのように考えるのは、「自発・可能・受身」には、「主語の表す主体の意志以外によって事態が実現する」という共通点があると考えられ、その共通点を「主催」も持つ一方で、他の三用法との相違点を持っているからである。

「る・らる」の表す共通点を「主語の表す主体の意志以外によって事態が実現する」とする場合の「意志」とは、通常の行為の過程——行為の実現を「望み」、その「望み」に沿って自らの「意志」によって実行する——を考えた時に、「望み」ではなくて実行の「意志」を指している。例えば、

7 太政大臣、下りて舞踏したまふ。

(源氏物語・藤裏葉、一〇一七頁)

の例では、主語の表す主体「太政大臣」が「下る」「舞踏す」という行為を望み、自らの意志によって自律的に行為している。このような場合を主体の意志による行為と考える。行為が主体の意志によって実現することを「意志的実現」と呼ぶことにする。それに対して、通常は主語の表す主体の意志を必要とする行為が主体の意志がなく実現することを「非意志的実現」と呼ぶとすると、「る・らる」は「非意志的実現」を表す形式であると言える。

「非意志的実現」の仕方について、主語の表す主体の行為として事態が実現する場合と、主体の行為としてではなく事態が実現する場合とに分けることができる。以下にそれぞれ見ていくことにする。

a 主体の行為として事態が実現する場合

主語の表す主体の行為として事態が実現するのが「自発」と「可能」である。「自発」と「可能」は事態実現の望みがあると

解せるか否かによって分けられる。

8 (二条院デ) 我も我もと装束き化粧したるを見るにつけても、(光源氏ハ)かのみ並み屈じたりつる(左大臣邸ノ)気色どもぞあはれに思ひ出でられたまふ。

(源氏物語・葵、三一八頁、自発)

9 (光源氏ハ)隙^{ひま}見ゆるに、寄りて、西ざまに見通したまへば、この際に立てたる屏風も端の方おしたたまれたるに、紛るべき几帳^{きざう}なども、暑ければにや、うち掛けて、いとよく見入れらる。

(源氏物語・空蟬、八六頁、肯定可能)

10 (光源氏ハ)入りたまひて臥したまへれど、寝入られず。

(源氏物語・花宴、二七三頁、否定可能)

「自発」の用例8は、「思ひ出づ」という事態を実現したのは「光源氏」であるが、「光源氏」は自律的に「思ひ出づ」という行為をしたのではない。二条院での華やかな様子を見ることで対照的な左大臣邸に対する感慨深い思いが自然に湧き起こったのである。このように、「自発」は、実現させようという望みのない事態が非意志的に実現していることを表す。

用例9・10は「可能」の例である。中古の「可能」は、すべて「自発」と捉える見解もあるなど(渋谷「一九九三」)、「自発」に近い表現領域に留まっている。肯定文で用いられた「可能(肯定可能)」の用例9は、部屋の中を覗きたいという望みがあって近寄っているが、屏風や几帳など遮るものがない状況によって「見入る」という事態が実現した例である。このように、中古の肯定可能は、自律的に行為して実現したという例は見られず、実現を望む事態が非意志的(状況的)に実現していることを表している(吉田「二〇一三」)。一方、用例10の否定文で用いられた「可能(否定可能)」は、「寝入る」望みがあって自室に戻って横になるものの、出逢った女性が気になって「寝入らず」という事態が実現した例である。「寝入る」は努力によって実現の可否が決まる行為ではなく、「寝入らず」という事態が非意志的に実現した例と言える。このように、中古の否定可能は、自律的に行為した結果、行為ができなかったことを表す例は見られず、状況的な不可能の意を表している(吉田「二〇一六」)。

以上のように、中古の「自発」と「可能」は、ともに主語の表す主体の、意志的ではなく非意志的な行為として事態が実現する意を表しているとまとめられる。

なお、可能が「主体が努力をした結果、行為を達成することができた(できない)」という主語の表す主体の意志的な行為の実現の意を表す次のような例が見られるようになるのは院政期以降である(吉田「二〇一三・二〇一六」)。

11 試ニ繩ヲ付テ曳見ムト思テ曳ニ、輕ク曳ルレバ、
(今昔物語集、卷一一・三二)

12 しばしかなでて後、(頭ニ被ツタ足鼎ヲ)抜かむとするに、
大方抜かれず。
(徒然草、五三段)

b 主体の行為としてではなく事態が実現する場合

主語の表す主体の行為としてではなく事態が実現するのが「受身」であり、「主催」もここに位置づけられる。「受身」と「主催」は、主語の表す主体の関与があるか否かによって分けられる。

まず、「受身」は、主語の表す主体の関与がなく、主体以外の他者が実現する意を表す。

13 方弘は、いみじう人に笑はるるものかな。

(枕草子「方弘は」二二二頁)

14 思ふ人の、人に褒めらるるは、いみじううれしき。

(枕草子「頭弁の、職にまゐりたまひて」二四六頁)

用例13「笑ふ」、用例14「褒む」という事態は、主語の表す主体の「方弘」「思ふ人」の行為ではなく「人」の行為によって実現している。また、主体の「方弘」「思ふ人」は「笑ふ」「褒む」という事態の実現に関与していない。このように「受身」は、主語の表す主体の関与がなく、主体以外の他者が事態を実現する意を表す。関与がないにもかかわらず、他者が事態を実現することを表現する結果、他者から主語の表す主体への一方的な行為を表すことになる。主語から見れば「受身」と呼ばれる所以である。

なお、右に述べた「他者」には注釈が必要である。次のように、「他者」とは言いにくい例があるからである。

15 大きな木の風に吹き倒されて、根をささげて横たはれ

臥せる。
(枕草子「むとくなるもの」二二三頁)

16 近き几帳の紐に、箏の琴のひき鳴らされたるも、

(源氏物語・明石、四六五頁)

ともに「非情の受身」の例であるが、用例15「吹き倒す」、用例16「ひき鳴らす」という事態はそれぞれ無生物の「風」「紐」が引き起こした事態である。これらは事態を実現させ得るものとして、意志ある生物に準じた無生物と捉えられるので、人物の行為から派生したものととして「他者」に含めて考えておく⁵⁾。次に、「主催」は、主語の表す主体の関与がある事態を、他者を通して実現する意を表す。命令・許可・規定などに基づく事務的な行為を表す場合に多く用いられる(用例2～4は派遣された者の行為である)。さらに例を挙げる。

17 (光源氏ハ) 人にはけしき漏らさじと思せば、験者など召し、御修法はいつとなく不断にせらるれば、僧どもの中に験ある限りみな参りて、加持参り騒ぐ。
(源氏物語・柏木、二二三三頁)

18 「京にも、この雨風、いとあやしきものさとしなりとて、仁王会など行はるべしとなむ聞こえはべりし。
(源氏物語・明石、四四二頁)

用例17は、修法の直接的な行為者は験者なので、験者の行為として修法が実現する。光源氏は「主催者」として修法に関与

している。用例18は、主語の表す主体が明確でない例で、あえて求めれば朝廷か帝である。「行ふ」の行為者も示されていないが、主語の表す主体ではない他者が介在して実現するものと想定される。このように、「主催」は、主体が明示された場合は「主催者・責任者」を表し、述語の行為は主語の表す主体による行為ではなく、他者を通して事務的に行われるという他者による行為を表す。

行為の実現に対して、主語の表す主体が関与しない「受身」に対して、「主催」は主語の表す主体が直接行為はしないが「主催者・責任者」の立場で関与があるという差異がある。このように、「受身」とは他者の行為として実現するという共通点があり、主語の表す主体の関与の有無という点で相違するのである。

また、他者の行為に「主催者・責任者」として関与する「主催」は、「使役」と類似したところがある。次の例は「使役」と「主催」を一連の文脈で用いている。

- 19 (光源氏ノ邸ノ六条院デハ)唐めいたる舟造らせ給ひける、急ぎ装束かせ給ひて、おろし始めさせ給ふ日は、雅楽寮の人召して、舟の楽せらる。

(源氏物語・胡蝶、七八二頁)

しかし、「使役」と「主催」の表現の仕方は異なるようである。「造る」「装束く」「おろし始む」「舟の楽す」という事態は、光源氏の行為ではなく他者の行為である点で共通している。その一方で、「使役」の「造らす」「装束かす」「おろし始めさす」という事態が「たまふ」を後接して他者に強制するという光源氏の意志的な行為であることを示すのに対して、「主催」の「舟の楽す」という事態は「らる」を用いて光源氏の意志的な行為ではなく「雅楽寮の人」の行為であることを示している点で異なっている。「使役」の「す・さす」が「たまふ」を後接するのに対して、「主催」の「る・らる」が「たまふ」を後接するのは、「使役」の主語が「使役の主体」という行為主体であるのに対して、「主催」の主語は行為主体ではないという主語の性格が異なるためであると考えられる。また、中古の「す・さす」が「る・らる」を後接しない(堀畑「二〇〇七」理由も、「す・さす」と「る・らる」とで主語の性格が異なるためだろう。従来、いわゆる「公尊敬」の特徴の一つとして挙げられる「主体が漠然としている」という特徴は、「主催」の主語の表す主体が「行為者」ではなく、主体に表現上の焦点がないこととの反

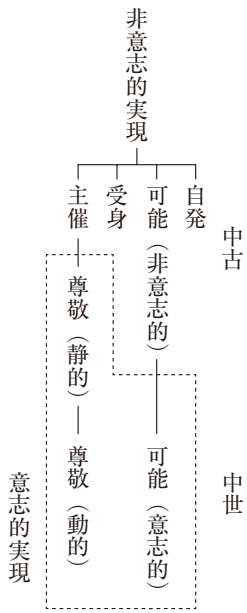
映だと思われる。このように、「使役」とは主語の表す主体の関与がある点で共通するが、主体の意志的な行為か否かという点で相違する。これをまとめると次のようになる。

主体の関与		他者の行為		意志性
		有	無	
無	有	使役	主 催	有
×		受 身	無	

このように、他者の行為として事態が実現する意を表す用法として、「受身」の他に「主催」を認めることができる。以上見てきた諸用法の関係をまとめると次のようになる。

- a 主体の行為として事態が実現する
 - 主体の実現への望みがあると解せない……………「自発」
 - 主体の実現への望みがあると解せる……………「可能」
 - b 主体の行為としてではなく事態が実現する
 - 主体の関与のない行為（他者からの行為）……………「受身」
 - 主体の関与のある行為（他者を通じた行為）……………「主催」
- 他者の行為として実現する場合として、他者からの行為であ

る「受身」以外の場合があることは従来想定されてこなかったが、他者を通して行う、「使役」とも異なった「主催」を想定することはあり得ることではないだろうか。そして、想定された「主催」は、「自発・可能・受身」と並ぶ用法として「る・らる」の表す「非意志的实现」の中に位置づけることができる。これを認めることによつて、「る・らる」に共通する意味を狭い範囲で規定した上で、「尊敬」は「主催」から、意志的に実現する「可能」は非意志的に実現する「可能」から、それぞれ派生したものと捉えることになる。



従来、「る・らる」の表す用法に共通する性質を捉えるのが困難であったのは、観察される最初の段階から異質な用法を含んでいるからだと考えられる。

四、「主催」を設定する立場からの説明

「主催」を設定すると、第一節に示した尊敬用法の特徴は次のように説明できる。

まず、①の二種の用法の関係について。本稿ではいわゆる「公尊敬」（タイプB・C）を「主催」という他者を通じた行為を表す用法であると捉え直した。そして「主催」の主語の「主催者・責任者」が「行為者」へと読み替えられて「尊敬」（タイプA）いわゆる「一般尊敬」が派生したと考える。「主催者・責任者」は介在者となる実際の行為者よりも上位の人物であると考えられるので、主体を上位待遇する「尊敬」に転じ得たのだろう。これによって、「受身」起源説で想定される格の転換を考えずに「尊敬」の発生過程が説明できる。

次に、②の二種の用法の待遇価値の差について。いわゆる「一般尊敬」は低位の人物を対象とするのに対して、いわゆる「公尊敬」は最高位の人物も対象とするが、本稿では、いわゆる「公尊敬」にあたる「主催」を「尊敬」とは考えないので、問題ではなくなる（第二節参照）。「主催」から派生した「尊敬」は、当初は「たまふ」より表現領域も狭く、重なる部分で「たまふ」と競合した。その結果、「たまふ」より下位の人物に用いる敬語として使われた。やがて、中世に使用範囲が拡張して「たまふ」と表現領域が重なり、「たまふ」の衰退に伴って「る・らる」の使用範囲が上位者へ拡大し、中世後期の最高敬語の「(さ)せらるる」の成立（堀畑「二〇〇七」）につながる。低い敬意を表す用法から最上位の敬意を表す用法になるといふ敬意減に反するよう見える過程はこのように考えることで説明できる。⑤の特徴は「尊敬」が拡張する過程として捉えられる。

次に、③の使用する動詞の偏りについて。「主催」は他者を通じた行為に用いられるため、行事や政治に関する場面で用いられ、「行ふ」など事務的な手続きを必要とする動詞が多くなる。一方「尊敬」は、「主催」で使われる、介在者を想定し得る「仰す」などの通達行為のような動詞から派生したと想定され、中古では萌芽期の段階であるため「静的な動詞」に限られるのと考えられる。やがて、中世に確立期となって「動的な動詞」にも使われ、動詞に制約がなくなる（吉田「二〇一四a」）。

最後に、④の位相の偏りについて。「主催」は介在者を通じた政治的な行為に用いられるため、古記録や古文書などの変体漢文資料に用例が多くなる。和文資料で稀にしか現れないのは行事や政治の場が少ないからである。使用場面の描写の多寡

が用例数の多寡と比例したのだと考えられる。その点で、「しむ」と「す・さす」の対立などに基づく、ある文体の特有語というのとは異なり、変体漢文資料の「る・らる」に対応する他の形式が和文にあったというのではない。ある文体に現れる表現が他の文体に現れない場合には、代わりの表現がある場合の他に、使用場面がないため現れない場合がある。「主催」は後者の理由で位相の偏りがあると考えられる。また、中古の「尊敬」の偏りは、母体となった「主催」の持つ形式的・事務的な表現性を保持したことによる偏りだと思われる。

従来、「尊敬」を「受身」や「自発」からの派生と考えてきたのは、「尊敬」が上代に例が見られず、後出の用法であると思わずからである。「尊敬」を「主催」からの派生と考える場合には、「主催」が上代に見られないことが問題となるが、上代に「主催」がなかったのではなく、記紀万葉が中心となる上代の資料的な制約によるものと考ええる。和歌の場合、行事や政治的手続などを表す場面が詠まれにくいので現れず、正格漢文資料の場合、漢語の「被・所」が和語の「る・らる(ゆ・らゆ)」の表現領域のうち「受身」と対応するところではか用いられなかったため現れなかったのだらう。

五、「尊敬」の発生過程についての諸説の検証

最後に、「尊敬」の発生過程を論じた従来の説を検証する。新たな事実が明らかになった場合、従来の説がその事実を踏まえていないのは当然であるが、従来の説明がそのまま成り立つかどうかの検証は必要である。本稿の関心は、第一節に挙げた「尊敬」の用法上の特徴のうち、中古に見られる①～④の問題が説明できるかどうかという点にある。その他の諸説の問題点については、辛島〔二〇〇三〕や川村〔二〇一二〕で詳しく扱われているので多くはそれに譲り、本稿の関心を中心に検証していきたい。

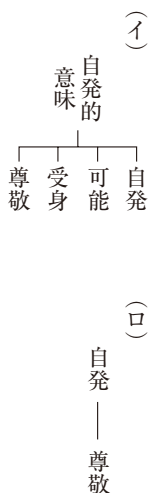
(一) 「可能→尊敬」説の検証

まず、現在では支持されることのない「可能」起源説から見ていく。山田〔一九三六・三一九頁〕は「る・らる」の根本的な用法を「受身」として、「受身→自然勢(自発)→能力(可能)→敬語(尊敬)」という直列的な展開を想定した。「可能」から「尊敬」への派生については、「その人にさる能力の存する由をいひその人の優越の地位に在るを示し、以て崇敬の意をあらは

「すに至れるものなるべし。」と述べている。しかし、現在「可能」からの派生で説明されることがないのは、「可能」が「自発」に近い意味を表すという用法上の偏りがあることによる（第三節参照）。この点を踏まえて「尊敬」の派生と①④を説明することは、やはり困難であると思われる。

(二) 「自発→尊敬」説の検証

次に、通説と言ってよい「自発」起源説について検証する。「自発」起源説には、「る・らる」のすべての用法に共通する中心的な意味の「自発」（ここでは「自発の意味」と呼ぶ）から派生したと想定する立場（イ）と、「可能」「受身」と並ぶ個別の意味の「自発」から派生したと想定する立場（ロ）がある。どちらの立場か曖昧な場合もあるが、分けて考えなければならぬ（川村「二〇一二・三三三頁」）。図示すると、次のようになる。



橋本「一九六九・二八四頁」は（イ）の立場で、「る・らる」の根源的意味を「自ずからさうなる意味」として、「尊敬」は、「我国では、人の動作をその人がするとして直接に云ひあらはさず、間接に自然の状態として云ひあらはすのが鄭重であるとせられている」ところから発生したとする。また、時枝「一九四一・四六四頁」も同様で「る・らる」を「自然的実現」を概念内容に持つ語とした上で、「尊敬」は動作が自然に実現するという表現によって婉曲になり、「婉曲であるといふことが敬語的表現になる所以である」と述べている。（ロ）の立場では、次のように説明される。

可能・受身の用法は、（略）その用法がかなりせまいのであり、また、ふつう、敬語表現が、間接的、婉曲的表現をふまえて発達することを考えると、おそらくは、自発の用法から、敬語の用法が生まれたものであろう。貴人の行為をあからさまに言い表わさず、しぜんそうなるという気持ちで、遠回しに言い表わそうとしたところに由来すると考えるわけである。（森野「一九六四」）

結局、（イ）（ロ）どちらの立場の場合でも、動作を自然に実

現したものとて婉曲的に表現することによって「尊敬」が発生したと説明することになる。

「自発」起源説は、しばしば日本人の思考法に結び付けて説かれ（大野「一九八七」）、感覚的に納得できるところがある。また、「自発」の主体から「尊敬」の主体へ読み替えるに際して、行為の主体に変更はないため、格の転換を考えなくてよい点は問題がない。ただし、個別の用法としての「自発」から派生したと考える（口）の立場に立つ場合、「自発」の主体は一人称が多いのに対して、「尊敬」の主体は非一人称であることの説明が必要となる。さらに「自発」は心情を表す動詞に偏るのに対して「尊敬」はそうではないことの説明も必要となる。この二点を説明することは困難である。一方、中心的な「自然にそうなる」意からの派生と考える（イ）の立場に立つ場合は、右の二点は問題ではなくなるが、やはり①～④を説明することは難しいだろう。「自然にそうなる」という抽象的な意味を適用して婉曲に表現する場合、使用する動詞と位相に偏りが生じるとは考えにくい。いわゆる「一般尊敬」の「靜的な動詞」、いわゆる「公尊敬」の「政治的な動詞」という動詞の偏りがなぜ生じたのか、和文系の資料にはなぜ使われにくいのか、説明するのは困難である。

(三) 「受身↓尊敬」説の検証

「受身」起源説は古く松下「一九二八・三七三頁」などに見られるが、①～④の他に、二格補語とガ格主語の交替という格の転換がなぜ起きたのか説明が必要であるが、その説明をした研究はほとんどない。そのなかで、辛島「二〇〇三」は、古文書を中心とした詳細な調査に基づいて立論し、「尊敬」を「実用的対話性」の場において希求表現とともに用いられた「受身」から転じたとする。すなわち、「私が相手にされることを望む」意を表すところから、される行為を「相手がする」という相手の行為に読み替えて「尊敬」が成立したとするのである。そして、このような派生の場を想定することで、男性の会話文に多いという位相の偏りと動詞の偏りを説明している。後者については、「上位者の行為を蒙る場合に、任免、賞罰、命令等に関係する政治的な色彩を帯びた動詞が多く使われるのは当然だからである」（五六頁）と述べ、いわゆる「公尊敬」の動詞の偏りを説明する。また、いわゆる「一般尊敬」の敬意の低さについても、「もとが受身表現であった―すなわち、話者が行為者から直接に行為を受けうる程の近い関係にあった―とすれば理解しやすくなるはずである」（五六頁）と述べている。このよ

いという共通点で把握することができるのである。

なお、大坪「一九九八」では漢文訓読文の「見」を「る・らる」と訓読した例に「尊敬」の例が見られることを指摘し、「受身」から「尊敬」が派生したことを論じている。これは、漢語の「見」の用法に「受身」から派生した「相手の行為が話者に向かっていることを表している」(西田太一郎「一九八〇・二二八頁」)用法があり、それを「る・らる」で訓読した箇所を「尊敬」と認めたことによる。日本語の「受身」に相当しない箇所に見れた「見」に「る・らる」をあてたことよって「尊敬」が発生したという翻訳を媒介にした派生の可能性はあるが、相手から話者への方向性がある用法だとすると、特殊な「受身」と捉えられていた可能性も残る。仮に「尊敬」と捉えていたとしても、「大徳、何が故^ソ見^{レヌル}打^セ」(石山寺本四分律平安初期点、卷三九、15・11、大坪の拳例(七)で「ナゼ私ヲ打タレタノカ」と訳している例)の「打」のような「動的な動詞」の例もあり、和文・古記録での使用状況とは異なっているので、日本語にどのように広がっていったのか説明するのは難しいだろう。また、例えば、用例19では「しむ」ではなく「す・さす」とともに用いているように、和文での使用例が漢文訓読調であるとも言えそうにないのも問題である。

四 「出来文」説の検証

川村「二〇一二」は、いずれかの用法から派生したのではなく、「る・らる」を、主語を場として事態全体が生起するという事態把握の仕方をする形式と捉える「出来文」説の立場から「尊敬」となる仕組みを論じている。「る・らる」を用いることで、「動作主体の意志的行為であることの即物性・具体性(「ナマナマしさ」)を消すことになり、そういう意味でその人物の動作主性を消去することが行為の高貴さを表現する」(二六九頁)ことから「尊敬」の意を表すとする。「る・らる」の多義性を論じることに主旨があるため、「尊敬」については重く扱われていないこともあるが、「尊敬」の用法の偏りを踏まえた記述にはなっていない。いわゆる「公尊敬」については「尊敬用法の特殊な一角」(二二二頁)にあるとして、簡単に触れられているだけなので典型とは見ていないことはわかるが、いわゆる「一般尊敬」とどのような関係にあるのか明らかではない。また、位相の偏りや動詞の制約がなぜあるのかについても論じられることはないが、「出来文」説では説明するのが難しいと思われる。

ただし、「出来文」説は「ラレル」形述語の諸用法を単一の

スキーマの適用として理解することは、「ラレル」形の各用法が歴史的に時間差をもって成立・展開してきたこと（例えば、尊敬用法が平安時代に成立したことなど）を否定するものではない。ただ、ある用法が（日本語史のある時点で）成立し得るような可能性を、「ラレル」形は潜在的に有している、と考えている」（二七四頁）とのことなので汎時論的で抽象度が高く、本稿で論じるような史的展開とは関心が異なるものと言える。

六、本稿の結論

本稿で述べたことをまとめると次のようになる。

- 1 「一般尊敬」「公尊敬」と言われる二種の用法は、主語の表す主体の直接的な行為である「尊敬」と他者を通じた行為である「主催」とに再規定できる。
- 2 「尊敬」は行為主体を上位待遇する尊敬語であるが、「主催」は尊敬語ではない。
- 3 「尊敬」の主語は「行為者」、「主催」の主語は「主催者・責任者」を表す。
- 4 「主催」の主語が「主催者・責任者」から「行為者」へと読み替えられることによって、「尊敬」が派生した。

5 「主催」は他者を通じた行事や政治に関する事務的な行為に用いられたので、変体漢文資料を中心に政治に関する動詞に偏って用いられた。「尊敬」は中古では「主催」の表現性を保持し、使用する場面・動詞に制約があった。

6 「る・らる」は「非意志の実現」を表す形式であり、実現の仕方には、a「主体の行為として事態が実現する場合」（自発・可能）と、b「主体の行為としてではなく事態が実現する場合」（受身・主催）とがある。

7 「意志の実現」を表す「尊敬」「可能（意志的）」はそれぞれ「主催」「可能（非意志的）」から派生したものである。

8 「主催」が上代に見られないのは資料的な制約があるためである。

9 「尊敬」の発生過程を説明するに際して、「自発・可能・受身・尊敬」の四用法に共通する意味があると考えたり、個別の「自発」「可能」「受身」からの派生と考えたりすると、「尊敬」の二種の用法と待遇価値の差、動詞の偏り、位相差について説明に窮するところがある。

以上のように、本稿では、「自発」「可能」「受身」と並ぶ「主催」を設定することで、従来の「尊敬」の二種の用法が抱える問題を解消することを目指した。

注

(1) 今井「二〇一七」に現在の分類になるまでの用語の変遷がまとめられている。

(2) この観点による組み合わせには、「主語が特定できず、主語の表す主体の直接的な行為を表す例」も想定されるが、考えにくい。しかし、次のような例がそれにあたるとも言える。

文ヲ取テ馬ニ乗り乍ラ行々ク披テ見レバ、尼君ノ手ニハ非デ、賤ノ様ニ被書タリ。
(今昔物語集、卷一五・三九)

桜井「一九六六・一五二頁」では、このような例を「公尊敬」と連なる、敬意の対象が不定の例として挙げ、「これらは、すでに言われているように尊敬である」として、参照文献として松尾「一九五二」を挙げる。松尾には「受身の言い方は「人」が主語に立つ場合に限って用いられ、人以外のもの特に無生物については用いられなかったといわれている」(二四頁)とあり、「非情の受身」がないことが「尊敬」とみなした理由であることがわかる。ただし、松尾は「かなり無生物を主語とする受身の言い方の例外的用例があるようであるから、なお今後われわれは十分に調査して、解釈の正確を期さなければなるまいと思われる」(二五頁)とも述べている。その後、「非情の受身」の存在と特徴が小杉「一九七九」、金水「一九九二」、川村「二〇一二」等で明らかにされているので、「尊敬」と考える根拠は弱くなった。本稿では右の例を「受身」の例として処理している。実際、右に続く箇所では、

胸塞リテ、「……」ト思エテ読メバ、「……」ト書タルヲ見ルニ

とあり、手紙の書き手が確かに尼君だと判明した後に「書タル」を用いていることから、「被書」が「尊敬」であるとは考えにくい。このように、「受身」と考えられる例を除くと、「主語が特定できず、主語の表す主体の直接的な行為を表す例」に該当する例はないものと思われる。

(3) ただし、注(2)に示したように、完全に対応するものではない。

(4) 「非情の受身」のすべてが無生物が引き起こした例というわけではない。例えば、用例9の「屏風も端の方おしたまれたる」の「おしたまむ」は人物の行為と考えられる。「非情の受身」の用法については、金水「一九九二」、川村「二〇一二」に詳しい。

(5) 正確に言えば、「受身」は、「主語の表す主体の関与がなく、主体以外の何かが事態を実現する意を表す」という言い方になる。

(6) 細江「一九二八」は、「る(ゆ)」語尾を印欧古語に見られる中相(Middle Voice)と同様の形式とし、中相が「受身」とともに「使役」を表し得ることを述べている。「る・らる」に「使役」と類似した「主催」があると考え本稿にとつて、興味深い指摘である。

(7) 図は派生関係を示したものであり、中世にも「自発」「受身」「主催」はある(ただし「主催」はやがて「尊敬」に吸収される(吉田「二〇一四b」))。

(8) 森野「一九七一・一三四頁」では、「被」と密着して記録体で発達したこと、和文系の作品では「仰せらる」がとび抜けて目立つところから、「受身」からの派生という立場をとり、相手の行為を受ける「受身」の形を取ることと相手の行為を婉曲的に表現して「尊敬」が派生したと捉えている。

(9) 「漢語大詞典」では「見」に「用在動詞前面、称代自己」として「自己」の用法を認めている。漢語の「見」の捉え方については、「尊敬」と見る説もあるなど諸説あることが瀬間「二〇一五」に示されている。

使用テキスト

源氏物語(『源氏物語大成 校異篇』中央公論社)、枕草子・更級日記(『新編日本古典文学全集、小学館、今昔物語集(日本古典文学大系、岩波書店)、徒然草(『新日本古典文学大系、岩波書店)、貞信公記(『大日本古記録、岩波書店)、平安遺文(東京堂出版)

※引用にあたって表記を改めたところがある。また、古記録・平安遺文の検索には、東京大学史料編纂所のフルテキストデータベースを利用した。

参考文献

- 今井亨「二〇一七」「る・らる」の意味術語「自発」の定着まで―古典文法の実用の歴史―『岐阜聖徳学園大学国語国文学』36
 大坪併治「一九九八」「国語史論集下」風間書房、第四部・二二「漢文訓読文で「見」を「る・らる」と読む場合の一考察」
 大野晋「一九八七」「文法と語彙」岩波書店
 辛島美絵「二〇〇三」「仮名文書の国語学的研究」清文堂出版
 川村大「二〇一二」「ラリ形述語文の研究」くろしお出版
 金水敏「一九九二」「受動文の歴史についての一考察」『国語学』164
 小杉商一「一九七九」「非情の受身について」『田辺博士古稀記念助詞助動詞論叢』桜楓社
 此島正年「一九七三」「国語助動詞の研究 体系と歴史」桜楓社
 桜井光昭「一九六六」「今昔物語集の語法の研究」明治書院
 渋谷勝己「一九九三」「日本語可能表現の諸相と発展」『大阪大学文学部紀要』33巻1号
 瀬田正之「二〇一五」「上代日本語敬語表記の諸相―「見」「賜」「奉仕」「仕奉」―」『上智大学国文学科紀要』32
 築島裕「一九六九」「平安時代語新論 東京大学出版会
 時枝誠記「一九四一」「国語学原論」岩波書店

西田太一郎「一九八〇」『漢文の語法』角川書店

橋本進吉「一九六九」『助詞・助動詞の研究』岩波書店

細江逸記「一九二八」「我が国語の動詞の相」(S.C.C.)を論じ、動詞の活用形式の分岐するに至りし原理の一端に及ぶ」『岡倉先生記念論文集』岡倉

先生還暦祝賀会

堀畑正臣「二〇〇七」『古記録資料の国語学的研究』清文堂

松尾聡「一九五二」『古文解釈のための国文法入門』研究社

松下大三郎「一九二八」『改撰標準日本文法』紀元社

森野宗明「一九六四」『敬讓(含丁寧)・古典語「る・らる」』国文学 解釈と教材の研究』9巻13号、『古代語現代語助詞助動詞詳説』(学燈社、一九六九)所収

森野宗明「一九六九」『国語史上よりみたる「讃岐典侍日記」の用語について―待遇表現を中心に―』『佐伯博士古稀記念国語学論集』表現社

森野宗明「一九七二」『古代の敬語Ⅱ』講座国語史5『敬語史』大修館書店

山田孝雄「一九三六」『日本文学概論』宝文館

吉田永弘「二〇一三」『「る・らる」における肯定可能の展開』『日本語の研究』9巻4号

吉田永弘「二〇一四 a」『「る・らる」の尊敬用法の拡張』『説林』62

吉田永弘「二〇一四 b」『いわゆる「公尊敬」について』『日本語文法史研究』2、ひびき書房

吉田永弘「二〇一六」『「る・らる」における否定可能の展開』『国語研究』79

附記 本稿は、第15回日本語文法学会(二〇一四・一一・二三、大阪大学)での研究発表に基づき、その後非公開の研究会等での議論を経てまとめたものである。席上その他で多くの方からさまざまな意見ご教示を賜った。ここに記して御礼申し上げる。